

県南広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年4月6日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1（1）路線名 284号
  - （2）供用開始の区間 一関市室根町折壁字梅木15番1地先から6番2地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成30年4月9日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
    - イ 期間 平成30年4月9日から同年5月8日まで
- 2（1）路線名 284号
  - （2）供用開始の区間 一関市室根町折壁字梅木6番2地先から矢越字大畑170番3地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成30年4月21日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
    - イ 期間 平成30年4月21日から同年5月21日まで